

介護医療院やよい苑 利用料 (令和 6 年 6 月改正)

●訪問リハビリテーション費

308 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 6 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から 3 月以内 200 円／日

リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 180 円／月

リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) 213 円／月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－50 円／回

退院時共同指導加算 600 円／回

○介護予防訪問リハビリテーション費

298 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 6 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から 3 月以内 200 円／日

利用開始の属する月から 1 2 月超 －30 円／回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－50 円／回

退院時共同指導加算 600 円／回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。

介護医療院やよい苑 利用料 (令和6年6月改正)

(二割)

●訪問リハビリテーション費

616 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 12 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 400 円／日

リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 360 円／月

リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) 426 円／月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－100 円／回

退院時共同指導加算 1,200 円／回

○介護予防訪問リハビリテーション費

596 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 12 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 400 円／日

利用開始の属する月から12月超 －60 円／回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－100 円／回

退院時共同指導加算 1,200 円／回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。

介護医療院やよい苑 利用料 (令和6年6月改正)

(三割)

●訪問リハビリテーション費

924 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 18 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 600 円／日

リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 540 円／月

リハビリテーションマネジメント加算 (ロ) 639 円／月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－150 円／回

退院時共同指導加算 1,800 円／回

○介護予防訪問リハビリテーション費

894 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 18 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 600 円／日

利用開始の属する月から12月超 －90 円／回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

－150 円／回

退院時共同指導加算 1,800 円／回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。
